資料１－１

（仮称）銚子市沖洋上風力発電事業に係る
環境影響評価手続の状況等について

１　根　拠

環境影響評価法（平成 9 年 6 月 13 日　法律第 81 号）

２　事業概要

（１）事業者の名称　　：東京電力リニューアルブルパワー株式会社
（２）事業の種類　　：風力発電所の設置の工事の事業（第一種事業）
（３）発電設備の原動力の種類：洋上風力（着床式）
（４）発電所の出力　　：最大約４２万ｋＷ
　　（単機出力　１５，０００ｋＷ～２０，０００ｋＷ×２１～２７基）
（５）事業実施想定区域　　：銚子市の沖合（約４０ｋｍ^2）

３　環境影響を受けるおそれがあると判断される地域

銚子市及び旭市

４　計画段階環境配慮書

送付：令和８年８月２０日（木）
公告：令和８年８月２１日（金）
縦覧：令和８年８月２１日（金）～令和８年９月２５日（金）
市長意見　　：意見あり（旭市）
住民等意見提出期限：令和８年　９月２５日（金）（事業者宛て提出）
知事意見提出期限　：令和８年１１月１３日（金）

５　千葉県環境影響評価委員会による審議

（１）諮問　　：令和８年　８月２５日（火）
（２）審議　　：令和８年　９月１８日（金）
（３）答申案審議：令和８年１０月１６日（金）

【参考　銚子市沖について】

●再エネ海域利用法（現 海洋再エネ整備法）の手続等の経過と予定

・令和２年　７月：銚子市沖が再エネ海域利用法に基づく「促進区域」に指定
・令和３年１２月：経産省・国交省の公募により発電事業者（千葉銚子オフショアウィンド(合)）が選定
・令和７年　８月：発電事業者が事業撤退を表明
・現在、経産省等が同促進区域における発電事業者の再公募に向けて検討中（時期未定）

●環境影響評価法に基づく環境影響評価手続について

・千葉銚子オフショアウィンド(合)が令和２年度に配慮書手続、令和４年度に方法書手続、令和６年度に準備書手続を行った（その後、令和７年８月に同社が事業撤退を表明)。
・東京電力ホールディングス（株）も令和元年度に配慮書手続を行っていたが、公募で選定されなかったため、令和４年３月に環境影響評価の事業廃止手続を行った。
・令和８年８月、東京電力リニューアブルパワー(株)が新規事業として配慮書手続を開始。